

# 四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領

## 第1条（目的）

本要領は、四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注する工事の一般競争入札における、競争参加資格確認資料にある「災害時における緊急復旧等の実績（以下、「実績」という。）」の確認書交付申請に関する事項を定め、競争参加希望者の実績確認書を交付することにより、競争参加希望者がその都度に提出する、実績を証明するための資料作成作業および提出資料枚数の軽減を目的とする。

## 第2条（確認書の適用）

本要領により交付する実績確認書は、四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注する工事の競争参加資格確認資料にのみ適用できる。

## 第3条（交付）

交付は、競争参加希望者からの実績確認書の交付申請に基づき、四国地方整備局 企画部 技術管理課長が、「実績」と確認したものについて、その都度交付する。

## 第4条（実績確認書の交付申請）

- 1 実績確認書の交付申請は、実績確認書交付申請書（別記様式1）および実績を確認するための資料（以下、「確認資料」という。）により行うものとし、四国地方整備局 企画部 技術管理課に送付するものとする。
- 2 確認資料は、本要領第7条により作成するものとする。
- 3 実績確認書の交付申請は、1件の「実績」毎に取りまとめて行うものとする。
- 4 実績確認書の交付申請は、第3条による実績確認書の交付、もしくは第10条第3項による「実績」と認めない旨の通知があるまでの間、交付申請の取り下げを認めない。

## 第5条（実績確認できる対象）

- 1 四国地域において、四国地方整備局長・四国地方整備局の事務所長等・四国四県の知事または四国内の市町村長からの指示もしくは要請、四国地域以外においては、四国地方整備局長・四国地方整備局の事務所長等からの指示もしくは要請（以下、「指示もしくは要請」という。）に基づき、実績確認書交付申請者が実施した、災害時における緊急復旧等に限る。なお、「指示もしくは要請」をされた者の下請け会社または協力会社として行った災害時における緊急復旧等は対象としない。
- 2 災害時における緊急復旧等の工事または作業の開始日が、実績確認書の交付申請をする年度より3年度前の4月1日以降のものに限る。なお、年度とは4月1日より翌年の3月31日の1年間とし、以下、「年度」という。

## 第6条（災害時における緊急復旧等）

- 1 災害時における緊急復旧等とは、公共土木・建築施設等に対して、災害に起因し、かつ現地作業着手までに余裕時間を許されない作業の「指示もしくは要請」が行われ、直ちに人員および資機材の手配を行い、空白時間なく速やかに開始した応急復旧工事または作業に限る。  
ただし、待機や事前の立ち入り防止対策および交通整理や巡回巡視等の応急復旧工事または作業がないもの、軽微な作業は除く。
- 2 本要領における災害とは、「災害対策基本法第二条第一項」で定義されている被害、もしくは被害発生の予兆があり、かつ予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された現象とする。
- 3 本条第1項の空白時間について、現地の気象・海象状況および遠距離等の理由により、やむを得ず生じた以下の空白時間については、空白時間より除外する。
  - ・ 「指示もしくは要請」が行われた現地において、極めて悪い気象・海象状況または異常な出水や大規模な火事もしくは爆発等により、作業の安全が確保できず、やむを得ず生じた空白時間。
  - ・ 「指示もしくは要請」が行われた現地において、土砂崩壊等の被災が発生し、現地作業が安全に実施できるか調査確認するために時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
  - ・ 「指示もしくは要請」が行われた海域において沈降物が想定される事により、水深等の調査確認をするために時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
  - ・ 「指示もしくは要請」が行われた現地において、作業の安全が確保できない等の理由から、その現地を管轄する管理者等より、作業実施に関する了解が得られず、やむを得ず生じた空白時間。
  - ・ 「指示もしくは要請」が行われた現地において、他の者が行う「災害時における緊急復旧等」の完了後の実施となったことより、やむを得ず生じた空白時間。
  - ・ 「指示もしくは要請」の直後から、人員および資機材の手配を開始したが、その手配に時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
  - ・ 「指示もしくは要請」の直後から、人員および資機材の手配を開始したが、その資機材の積み込みに時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
  - ・ 「指示もしくは要請」の直後から、人員および資機材の手配を開始し速やかに出動したが、災害時における緊急復旧等を行う場所が遠距離もしくは、道路等の途絶による迂回等のため、その移動に時間を要し、やむを得ず生じた空白時間。

- ・ 船舶が用いられた場合において、その船舶を係留する施設の確保に時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
  - ・ 震災等による、長期間に継続する応急復旧工事または作業に対応する計画的な派遣の「指示もしくは要請」に基づくもので、派遣の「指示もしくは要請」から、応急復旧工事または作業までの間に生じた空白時間。
- 4 災害時における緊急復旧等は、本条第1項に示すとおり、応急復旧工事または作業がないものは除くことを原則とするが、四国地域において「指示もしくは要請」に基づき現地に到着した後に、現地の状況や情勢の変化により、応急復旧工事または作業の必要がなくなった、もしくは出来なかったものについては、「災害時における緊急復旧等」として扱う。また、四国地域以外において「指示もしくは要請」に基づき現地に出動した後に、現地の状況や情勢の変化により、応急復旧工事または作業の必要がなくなった、もしくは出来なかったものについては、「災害時における緊急復旧等」として扱う。
- 5 軽微な作業とは、以下に示すものとする。
- ・ 1箇所当たり30分程度の作業。なお、1箇所当たり30分程度の作業が複数回連続した場合も含む。
  - ・ 冬期の雪害に対する作業を含む工事または作業の契約（災害時の異常時に対する緊急の対応等を行うことを目的に締結した協定を除く。）が締結され、その契約の履行として行われた融雪もしくは除雪作業の実績。ただし、1回の融雪もしくは除雪作業が完了し、平常に回復した後の翌日に実施した融雪もしくは除雪作業の実績については、「軽微な作業」とはしない。
- 6 災害発生後に、入札公告された災害復旧工事は、「災害時における緊急復旧等」とは認めない。

## 第7条（確認資料）

実績確認書交付申請書に附す「確認資料」は、下記に示すものとする。

[基本事項の確認資料（必須の確認資料）]

- ・ 「災害時における緊急復旧等」に対する、国・県・市町村からの指示書（票）、または契約番号、「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し。
- ・ 応急復旧工事または作業の内容が確認できる資料（報告書、契約図面、作業状況写真等）。
- ・ 現地作業着手までに余裕時間を許されない緊急性が確認できる資料（「指示もしくは要請」の日および応急復旧工事または作業の日時が確

認できる指示書（票）、契約書、報告書、作業工程等）。

[被害が発生した実績の確認資料]

- ・「災害対策基本法第二条第一項」で定義されている被害の具体的な被害内容（通行止め、集落孤立、停電等）が確認できる資料。
- ・具体的な損傷内容が確認できる資料（損傷状況写真、損傷規模の分かる図面または写真等）。

[喫緊に被害の発生が想定された実績の確認資料]

- ・「災害対策基本法第二条第一項」で定義されている被害発生の予兆や予兆の拡大等による、喫緊の被害発生が想定されたことが確認できる資料。

[空白時間に関する確認資料]

- ・第6条第3項に示す「やむを得ず生じた空白時間」に対する、やむを得なかった理由に関する資料（気象警報注意報・海上警報・避難指示等の発令状況に関する記録、気象・海象状況に関するデータや写真、他の者が行う「災害時における緊急復旧等」との関連に関する工程表や打ち合わせ記録、「やむを得ず生じた空白時間」に実施された内容の記録等）。

[現地の状況や情勢の変化により応急復旧工事または作業が必要なくなった、もしくは出来なかった場合の確認資料]

- ・四国地域の場合は現地に到着したことを発注者が確認した資料。四国地域以外の場合は現地へ出動したことを発注者が確認した資料。

## 第8条（確認資料の追加資料）

実績の確認において、四国地方整備局 企画部 技術管理課長より、確認資料の追加を要求する場合がある。

## 第9条（確認資料および確認資料の追加資料の修正等）

「確認資料」および「確認資料の追加資料」については、申請者からの申し出による、修正・追加・削除は認めない。

## 第10条（実績の確認）

- 1 実績の確認は、第4条第1項に示す実績確認書交付申請書及び「確認資料」、第8条に示す「確認資料の追加資料」により、四国地方整備局 企画部

技術管理課長が、「実績」と認めたもののみを確認する。

- 2 経常建設共同企業体および事業協同組合としての「実績」は、その経常建設共同企業体および事業協同組合を構成する単体の「実績」としては認めない。また、経常建設共同企業体および事業協同組合を構成する単体の実績も経常建設共同企業体および事業協同組合の実績としては認めない。
- 3 協業組合としての「実績」は、その協業組合を構成する組合員の「実績」としては認めない。また、協業組合を構成する組合員の実績も協業組合の実績としては認めない。
- 4 特定建設共同企業体としての「実績」は、その特定建設共同企業体を構成する単体の「実績」として認める。また、特定建設共同企業体を構成する単体の実績も特定建設共同企業体の実績として認める。
- 5 第7条及び第8条に示す「確認資料」「確認資料の追加資料」の内容が、第6条に示す「災害時における緊急復旧等」に合致しない、もしくは明確に確認が出来ないもの、または本条第2項および第3項に該当するものについては、「実績」と認めない。なお、「実績」と認めないものについては、その旨を通知する。

#### 第11条（実績確認書の有効期限）

「災害時における緊急復旧等」の、応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

#### 第12条（確認資料等の書面の大きさ）

確認資料等、書面の大きさはA4版を原則とする。ただし、四国地方整備局企画部技術管理課より指示がされた場合はこの限りではない。

#### 第13条（書類の保管）

第4条第1項に示す実績確認書交付申請書及び「確認資料」、第8条に示す「確認資料の追加資料」、第3条に示す実績確認書、または第10条第35項に示す「実績」と認めない旨の通知については、第11条に示す有効期限までの間、四国地方整備局 企画部 技術管理課及び実績確認書交付申請者の双方で保管するものとする。

#### 第14条（守秘義務）

- 1 実績確認書交付申請者および四国地方整備局 企画部 技術管理課は、本条第2項から第4項の場合を除き、第13条に示す書類ならびに申請内容と結果に関する事項が、他者に知られることのないように取り扱うものとする。
- 2 四国地方整備局が発注する工事の一般競争入札における技術資料として、実績確認書交付申請者が、入札説明書に示されている提出先に提出する場合。

- 3 四国地方整備局が発注する工事の一般競争入札における技術資料の確認として、四国地方整備局内の技術資料確認担当部署が活用する場合。
- 4 実績確認書交付申請者および四国地方整備局 企画部 技術管理課の双方が、他者に知らせることを了解した場合。

#### 第15条（適用）

この要領は、令和元年12月10日以降に適用する。

制定	平成28年 1月20日
最終改正	令和 元年12月10日